

B. 大日本帝国憲法には、国家のあり方に関して二つの側面が存在していた。

「第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、「第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と天皇の絶対君主的な側面が強調される一方、^(e)「第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」とあり、天皇といえども憲法の規定に従わなければならないという立憲主義的な側面ももっていた。この二つの側面に即して、明治時代末から大正時代にかけて、二つの憲法解釈が対立し、激しい論争が繰り広げられた。前者の側面に力点をおいたのが、東京帝国大学の憲法学の教授であった□イが主張した天皇主権説で、天皇の権力を絶対無制限とし、臣民に対して絶対服従を強調するものであった。一方、後者の側面に力点をおいたのが、同じく東京帝国大学教授の美濃部達吉が唱えた天皇機関説で、統治権は法人である国家に属し、天皇は憲法にもとづいて統治権を行使する国家の最高機関であるとし、天皇の無制限な権力行使を否定するものであった。

両者の対立のなかで、大正時代から昭和初期にかけては、天皇機関説が学界・官界で支配的となり、政府公認の憲法学説として官吏登用試験などでも採用されていた。また、天皇機関説は、吉野作造が提唱した民本主義とともに、^(f)国民の政治参加を促進し政党政治を推進する理論的支柱として広く支持された。

しかし、昭和に入って大陸侵略が強まり、軍部・右翼勢力が台頭すると、天皇機関説に対する攻撃がはじまり、最終的に天皇機関説は政府によって否定された^(g)。これ以降、天皇主権説が息を吹き返し、天皇の名のもとに軍部による独裁が強まり、軍国主義のもとで日本は戦線を拡大し、第二次世界大戦の敗戦を迎えた。

日本の敗戦とともに、連合国軍による占領統治がはじまった。民主化政策のもと、新憲法案が帝国議会で審議・修正可決され、1946年11月3日に日本国憲法として公布され、1947年5月3日に施行された。日本国憲法は国民主権の原則をとり、第一条で「天皇は、日本國の□ウであり日本國民統合の□ウであつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く」と規定された。

問6. 下線部(e)に関して、憲法発布の翌年の1890年に教育勅語が出されたが、これは教育の面から天皇絶対制の確立を志向するものであった。1891年、ある教師が、キリスト教徒としての信念から、学校式典で教育勅語への挙げをしなかったことが問題とされ、辞職を余儀なくされた。その教師は誰か、姓名を記せ。

問7. 空欄 [イ] に入る人名を記せ。

問8. 下線部(f)に関して、吉野作造が主張した民本主義について、「主権」という語句を用いて60字以内で説明せよ。

問9. 下線部(g)に関して、岡田啓介内閣は、政府批判の高まりに対して声明を発表して天皇機関説を正式に否定した。その声明は何か、記せ。

問10. 空欄 [ウ] に入る語句を記せ。